

介護保険施設における1日当たりの段階区分別負担限度額

Table with columns: 段階区分, 所得区分, 利用料負担段階, ユニット型個室, ユニット型準個室, 従来型1多床室, 食費. Rows include 住民税 世帯課税者 with本人非課税, 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超, 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下, 老齢福祉年金受給者, 生活保護受給者等.

1 カッコ内は介護老人保健施設および介護療養型医療施設の場合

介護保険施設サービス利用者者の居住費・食費は自己負担となりますが、低所得の方は所得区分に応じて上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。これを特定入所者介護サービス費といいます（段階区分は左表参照）。

介護保険施設サービスを利用している方（入所者）へ

居住費・食費の負担限度額認定の申請を

なお、税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、これまで住民税世帯非課税者（利用者負担第1・第2段階）であった方が利用者負担第4段階になる場合は、段階の上昇を1段階とする措置（激変緩和措置）が講じられます。

対象となるサービス

特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護（療養） 介護予防短期入所生活介護（療養） 介護 地域密着型介護老人福祉施設

特定入所者介護

サービス費制度、利用の際は申請を特定入所者介護サービス費制度を利用する方は、申請が必要で、現在、特定入所者介護サービス費制度を利用している方（負担限度額認定証の交付を受けている方）は、6月30日

で有効期間が満了になりますので、更新の申請書を送付し、可燃ごみを焼却処理している一枚橋焼却場は老朽化により、3月に全焼却炉を停止しました。それに先立ち1月に、一枚橋衛生組合の構成市である小金井市から、多摩地域ごみ処

なお、利用者負担第4段階であつても、一定の要件を満たす方は、減額制度を受けられる場合があります。



戦没者等のご遺族の皆さんへ 第八回特別弔慰金の請求を受け付け

戦没者等の死亡当時の遺族で、17年4月1日に公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます（支給要件あり）。

対象の方は20年3月31日までに請求手続きをしてください。詳しくは福祉総務課 ☎ 470・7741へ。

柳泉園組合 「小金井市可燃ごみ」 広域支援により処理を開始 二枚橋ごみ焼却施設の焼却炉の停止で

可燃ごみを焼却処理している一枚橋焼却場は老朽化により、3月に全焼却炉を停止しました。それに先立ち1月に、一枚橋衛生組合の構成市である小金井市から、多摩地域ごみ処



託契約を締結し、次の通り処理を開始しています。

市民・行政による協働のまちづくりへ 「協働の指針」を策定

市では、市民と行政の協働のまちづくりを進めるに当たって、協働に関する方針をつくらねばならないと、協働の指針を策定しました。協働の指針とは、協働に関する基本的な考え方、協働の形態やその効果などについて、基本的な考え方をまとめた。協働のまちづくりを推進するために、協働のまちづくり推進のために、今後市が取り組むべき課題を8項目について示しました。協働の指針は、図書館、市政情報コーナー（市役所2階）市ホームページで閲覧できます。詳しくは生活文化課市民協働係 ☎ 470・7738へ。

暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から。6月1日（金）～30日（土）東京都暴走族追放強化期間。学校や職場が夏休みに入る前は、若者による二輪車、四輪車の暴走行為が多発します。道路交通、道路付近の住民に多大な迷惑を掛けるような暴走行為は徹底的に取り締り、市民一人ひとりが一丸となって非行、暴走行為を無くしましょう。非行、暴走行為を見たら、すぐに110番を。推進重点は次の5項目です。暴走族追放気運の高揚と環境作りの推進 暴走族および車両の不法改造業者に対する指導・取り締まりの強化 暴走族への加入阻止と暴走族からの離脱・立ち直り支援対策の推進 青少年への声掛け・対話を通じた健全育成および非行防止活動の推進 若者の交通安全意識の向上による交通事故防止 詳しくは田無警察署 ☎ 467・0110へ。

6月3日（日）～9日（土） 危険物安全週間を実施

主催 消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会、財団法人全国危険物安全協会

市では18年度中、危険物施設における事故は発生していません。しかし、全国的には、大小に関わらず危険物による事故が増加しています。危険物施設の管理が十分となつて、近年、腐食、



身の回りにある危険物を再確認！ (上は19年度危険物安全週間推進ポスター)

劣化による漏洩（えい）事故の恐れがあることから、消防法に基づく定期点検に加えて、日常点検を確実に実施し、危険物の安全対策を行います。ヒューマンエラー（人的過失）による事故を防止するために、保安教育等もとり、安全管理体制、安全意識等を総合的に検証し、事故防止の徹底、自主保安体制づくりをしてください。

ガソリンスタンドのセルフ給油で、静電気による火災、吹きこぼれ等の事故が発生しています。給油手順は各給油設備に明記していますので、手順に従って給油をしてください。詳しくは消防本部予防課 ☎ 471・0119へ。

善行をされた方、団体の推薦を

市では、毎年10月1日の市制施行記念日に、表彰式典を開催しています。式典では、市表彰規則に基づいて、市の公益の増進や文化の向上に功勞のあった方や、市民の模範としてふさわしい方に表彰状・感謝状の贈呈をします。皆さんの身近に善行等が市民の模範となる方や団体がある方、または、推薦してください。【推薦方法】6月15日（金）までに（必着）、表彰候補者の住

防犯灯の維持管理費に補助金を交付

市では、自治会や商店会で管理している防犯灯や装飾灯に対して、19年度上半期（18年12月1日～19年5月31日）に掛かった費用（電気料・取替経費）を補助します。各団体の代表者には申請書を送付しています。6月15日（金）までに、地域政策課（市役所5階）で必ず手続きをしてください。提出が遅れる場合は、補助金の交付が遅れる場合がありますのでご注意ください。詳しくは同課住宅政策係 ☎ 470・7764へ。



皆さんの協力で維持されている防犯灯や装飾灯。補助金交付の手続きは6月15日（金）までに